

<p>件 名</p>	<p>(仮称) 堺市文化観光拠点施設の設置条例(案)について</p>
<p>経過・現状 政策課題</p>	<p>【現状】 ○旧市立堺病院跡地において、千利休・与謝野晶子をテーマとする文化施設、及び堺観光の玄関口となる観光案内施設や交通関連施設、民間事業者による来訪者サービス施設などからなる「文化観光拠点」について、平成26年度末の開設を目指して事業を推進している。</p> <p>【経過】 ・平成23年度 文化観光拠点整備事業基本計画の策定 ・平成24年度 公共施設(文化観光施設)の展示設計及び建築設計の完了 来訪者サービス施設の民間事業者決定</p> <p>【事業課題】 ○(仮称)堺市文化観光拠点施設の運営体制の確立 ○拠点開設に向けた事前の集客プロモーションの実施 ○旧市街地と大仙公園周辺エリア、主要駅を結ぶ交通ネットワークの形成</p>
<p>対応方針 今後の取組 (案)</p>	<p>【条例(案)の概要】 ○条例名称 堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例 ○施設名称 堺市立歴史文化にぎわいプラザ ○設置目的 本市の歴史、文化の資源等を紹介することにより、堺の特色ある文化を振興し、まちのにぎわい創出と都市魅力の向上を図る。</p> <p>○施設の内容 ・千利休茶の湯館及び与謝野晶子記念館(常設展示室)、並びに企画展示室 ・茶の湯等体験室、復元茶室(待庵) ・観光案内展示室 ・講座室など</p> <p>○規定する内容 ①事業に関する事項 ②施設に関する事項 ③観覧料に関する事項 ④使用の許可等に関する事項 ⑤使用料等に関する事項 ⑥資料の寄贈又は寄託に関する事項 ⑦入館の制限等に関する事項 ⑧損害の賠償に関する事項 ⑨指定管理者による管理等に関する事項</p>

	<p>○運営体制について 学芸部門（市直営）、施設管理運営（指定管理者）</p> <p>○利用料金について（※下記の料金の範囲内で定める額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観覧料 <ul style="list-style-type: none"> 常設展示室 1人1回 300円 企画展示室 1人1回 1,000円 ・ 使用料 <ul style="list-style-type: none"> 茶の湯等体験室（茶室広間） 全日 20,000円 講座室 全日 10,000円 企画展示室 全日 30,000円 茶の湯等体験室（立礼席） 1人1回 1,000円 復元茶室 1人1回 1,000円 駐車場 <ul style="list-style-type: none"> 普通車 1台 最初の1時間 500円 以後30分ごと 100円 大型車等 1台・1回 1,000円 <p>【今後のスケジュール（予定）】</p> <p>○設置条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年 7月 例規審査会へ付議 平成25年 8月 堺市議会へ上程 <p>※堺市立文化館条例についても、与謝野晶子文芸館の本施設への移転に伴い、一部改正について8月議会に上程する。</p> <p>○愛称募集（文化観光拠点全体の愛称）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年 11月 募集開始 平成26年 3月 愛称決定 <p>○指定管理者の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年 11月以降 事業者の公募 平成26年 3月以降 事業者の選定 <p>○公共施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年 7月 建設工事の入札執行済（総合評価落札方式） 平成25年 8月 工事請負契約について堺市議会へ上程 平成25年 11月 建設工事の着手（※議決を得られた場合） 平成26年度末 建設工事の完了・施設の開設 <p>○周辺道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年 9月 電線共同溝工事の着手 平成26年度末 道路整備工事の完了
効果の想定	<p>○公共施設の集客目標：年間15万人から20万人</p> <p>○堺市マスタープラン：平成27年度の観光ビジター数＝1,000万人</p>
関係局との政策連携	<p>文化観光局（文化部、博物館、世界文化遺産推進室）</p> <p>建築都市局（建築部、交通部）、建設局（公園緑地部、土木部、道路部）ほか</p>